

令和7年9月3日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 加納 康至
(公印省略)

低薬価薬剤の取扱いについて（支払基金からの周知依頼）

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標題に関し、支払基金（社会保険診療報酬支払基金 大阪審査委員会事務局）より、下記について周知の依頼がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、各医療機関における診療報酬の請求時にご留意くださいますよう、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

～支払基金（社会保険診療報酬支払基金 大阪審査委員会事務局）からの連絡～

低薬価薬剤の取扱いについては、平成14年5月21日付 厚生労働省保険局医療課長通知「「低薬価薬剤の審査等の具体的取扱い方針」について」に基づき審査を行っております。

診療報酬明細書の記載要領に、低薬価薬剤は「傷病名から判断して、その発症が類推できる傷病については、傷病名を記載する必要はない」とありますが、当該薬剤の請求に当たっては、適応傷病名または、適応となる傷病の発症が類推できる傷病名が必要ですのでご留意願います。

参考：「診療報酬請求書等の記載要領等について」

第3 診療報酬明細書の記載要領

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

イ 主傷病、副傷病の順に記載すること。主傷病については原則として1つ、副傷病については主なものについて記載することとし、主傷病が複数ある場合は、主傷病と副傷病の間を線で区切るなど、主傷病と副傷病とが区別できるようにすること。

ウ 薬剤料に係る所定単位当たりの薬価が 175 円以下の薬剤の投与又は使用の原因となった傷病のうち、健胃消化剤、鎮咳剤などの投与又は使用の原因となった傷病など、イに基づき記載した傷病名から判断して、その発症が類推できる傷病については、傷病名を記載する必要はないものとすること。ただし、強心剤、糖尿病薬などの投与又は使用の原因となった傷病名についてはこの限りでないこと。

以上、よろしくお願いたします。
担当事務局：大阪府医師会 保険医療課
電話 06-6763-7001